

吹田市民営化保育所(岸部保育園)移管先募集(令和5年4月1日移管分)の応募に係る質問書への回答

No	質問内容	回答
1	保育所用地の大阪府の許可条件を確認するため、直近の行政財産許可書を公開してください。また、使用料算定のルールを教えてください。	「行政財産使用許可書」は別紙1のとおりです。使用料につきましては、大阪府の公有財産に関する条例、規則等により算定されています。なお、行政財産使用許可により負担金等が発生する場合は、これに相当する額が加算されません。
2	移管前に市の許可をもらい、施設、設備の一部改修を実施することは可能ですか。	令和5年3月31日までは市が所有する建物になるため、基本的には施設、設備の一部改修は移管後に実施してください。しかし、インフラ等の移管前に必要な設備の改修については、ご相談ください。
3	特別保育事業（発達支援保育）について、公立と同様に発達支援保育枠を設けて実施することになるのでしょうか。その場合の枠の決定や変更はどのようになりますか。また、配慮を要する児童の保育の実施に関する内規及び市からご支援いただける内容を教えてください。	枠としての設定はなくなります。ただし、可能な限り、公立保育所で行っている発達支援保育と同様に実施していただきたいと考えています。受入人数等につきましては、毎年、本市保育幼稚園室の入園担当者との調整になります。「配慮を要する児童に係る保育の実施に関する内規」は別紙2のとおりです。市からの支援内容は、発達支援フォロー（巡回相談等）を定期的に行うとともに、特定教育・保育施設等運営助成金の中で発達支援保育等対策費助成を行います。
4	参考資料4の年齢別定員の括弧内の数字は緊急保育のことですか。	0歳児から2歳児は特別な配慮を要する家庭の児童のための優先枠です。3歳児から5歳児は発達支援保育の利用児童のための優先枠です。民営化時にそれぞれの設定はなくなります。ただし、発達支援保育については、可能な限り、公立保育所で行っている内容と同様に実施していただきたいと考えています。
5	給食室に食洗器とスチームコンベクションオープンを設置するスペースはありますか。	現在の備品との入れ替えであれば設置可能です。
6	岸部保育園と同年代に建設された吹田市立保育園の施設、設備の整備計画がありますか。	岸部保育園については、説明会及び見学会の際にお配りいたしました参考資料2でお示ししたとおり、令和元年度に大規模修繕等を実施しております。岸部保育園と同年代に建設された千里山保育園については来年度、東保育園については今年度に改修工事を行う予定です。設備については来年度、東保育園においてガスヒートポンプエアコンの更新を行う予定です。
7	他市町村の民営化においては、その市町村に所在する法人には審査の際に加点される場合があります。今回の公募においては吹田市内の法人に対して加点はありますか。	いずれの事業者の提案についても、募集要領の別紙3「移管先選定に係る審査項目」に示す審査項目により審査します。

No	質問内容	回答
8	<p>実地調査園については、北摂地域の園とお聞きしましたが、当法人の北摂地域の園が現在新築工事中の為、仮園舎で保育を行っております。仮園舎での保育を行っていることから、実際の保育風景を見ていただくことが難しいため、別の園に変更することは可能ですか。</p>	<p>実地調査は、時間的制約や同一地域での保育内容の確認などのため、北摂地域内の保育所等を予定しています。ただ、実地調査が困難な状況があれば、調整させていただく場合があります。</p>
9	<p>資料内の徴収費用一覧には、主食代および副食代の記載がありませんでしたが、徴収は無いということですか。</p>	<p>公立保育所の3歳児以上の給食費（主食費及び副食費）は月額5,300円です。また、副食費免除対象者については、副食費4,500円を免除します。</p>
10	<p>施設の各室の面積等が記載されている図面をいただけますでしょうか。</p>	<p>施設の平面図は別紙3のとおりです。</p>
11	<p>保護者が民営化に反対されている場合の対応に市が協力をしていただけますか。</p>	<p>民営化に伴う様々な調整事項については、市・保護者代表・移管先事業者による三者懇談会で協議を進めます。</p>

行政財産使用許可書

大阪府指令施保第4105号

吹田市

令和元年12月27日付けで申請のあった行政財産の使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、次のとおり許可します。

なお、本件許可の効力は、令和2年4月1日に遡って発生するものとします。

令和2年4月3日

大阪府知事 吉村 洋文

第1 使用許可をする物件（以下「許可物件」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 名称 府営岸部第1住宅
- (2) 所在地 吹田市岸部北2丁目365番 外
- (3) 種別 土地
- (4) 数量 2,042.83㎡
- (5) 使用部分 申請書添付図面のとおりに

第2 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、許可物件を公立保育園の設置以外の用途に供してはならない。

第3 使用を許可する期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第4 使用者は、使用期間の満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の2箇月前までに行政財産使用許可申請書を大阪府（以下「府」という。）に提出しなければならない。

第5 使用料は、1年につき金5,602,900円とする。

第6 使用料は、別に発行する納入通知書により、その定めるところに従って納入しなければならない。

第7 使用料は、公有財産に関する条例、規則等の改正又は許可物件の増改築、模様替え等により改定することがある。

第8 使用者は、許可物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、許可物件に付帯する電気、水道、ガスその他の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

第9 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持保存しなければならない。

第10 使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、又は許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、大阪府知事の許可等を受けなければならない。

第11 使用者は、許可物件を転貸する等第三者に使用させ、又は担保に供してはならない。

第12 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。

- (1) 府が許可物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が許可内容に違反したとき。
- (3) 不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 使用者が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当する者と認められるとき。

第13 府は、第12の使用許可の取消し、又は変更により、使用者に損失が生じてもこれを補償しない。

第14 使用者は、使用許可の期間が満了したとき、又は第12により使用許可を取消され、若しくは変更されたときは、指定された期日までに、自己の負担において、許可物件の全部又は一部を原状に回復して、返還しなければならない。ただし、特に大阪府知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第15 使用者は、自己の責に帰すべき理由により、許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、許可物件を原状に回復したときは、この限りでない。

第16 使用者は、自己の責に帰すべき理由により、許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、直ちにその状況を大阪府住宅供給公社・大阪ガスセキュリティーサービス株式会社共同 千里管理センター(以下、「管理センター」という。)に報告するとともに、管理センター係員の指示に従わなければならない。

第17 使用者は、第15の場合のほか、この許可内容に定める義務を履行しないため府に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第18 使用者は、使用許可期間が満了し、又は使用許可の取消があった場合において、使用許可期間中に使用者が許可物件に投じた必要費及び有益費があっても、これを府に請求しないものとする。

第19 大阪府知事は、許可物件について随時に実地調査を行い、その使用に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。

第20 この使用許可について疑義があるとき、又は許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて大阪府知事の決するところによる。

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

配慮を要する児童に係る保育の実施に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、配慮を要する児童に係る保育(以下「要配慮保育」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 配慮を要する児童は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。)第1条第1号から第9号の保育を必要とする事由により支給認定を受け、保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育施設(以下「保育所等」という。)の利用児童又は利用申込児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該年度の初日において満3歳以上である就学前児童(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)で、発達支援保育実施要領(平成26年11月5日制定。以下「要領」という。)第2条に規定する発達支援保育の対象児童に相当する程度の心身の障害等があり、支援を要するもの
- (2) 児童発達支援センター等における日々の専門的な療育、または医療機関、医療型児童発達支援センター等における日々の訓練が必要である程度の心身の障害等があり、支援を要するもの
- (3) 疾病や身体的障害等で、日常生活に支援を要するもの

(配慮を要する児童に対する保育の実施)

第3条 市長は、吹田市立保育所、吹田市立幼保連携型認定こども園、吹田市立小規模保育施設及び吹田市立幼稚園型認定こども園(以下「吹田市立保育所等」という。)において要配慮保育を実施する。

- 2 市長は、吹田市立保育所等以外の保育所等において要配慮保育を実施する者のうち、市長が適当と認める者に対し、支援を行うものとする。

(配慮を要する児童の決定)

第4条 市長は、保護者の同意を得て要配慮保育の実施に係る面接を行い、次条に規定する会議における協議を経て、要配慮保育の利用を決定するものとする。ただし、前年度に配慮を要する児童の決定を受けたものは、この面接を省略できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による配慮を要する児童の決定に必要な書類を保護者に求めることができる。
- 3 配慮を要する児童の決定については、年度ごとに次条に規定する会議において協議するものとする。

(会議)

第5条 要配慮保育については、次のいずれかの会議で利用の適否を協議する。

- (1) 要領第6条第3項に規定する発達支援保育検討会議。
- (2) 前号に準じて、保育幼稚園室参事(保育担当)が主宰する検討会議(構成員は、保育幼稚園室参事(保育担当)、発達指導員、保健師または看護師、保育士及び保育幼稚園室参事(保育担当)が指名する職員とする。)

(体験保育)

第6条 市長は、心身の状況を把握する必要があると認める配慮を要する児童について、体験保育を保育所等で実施する。

(職員の配置)

第7条 市長は、要配慮保育を適切に実施するため、要領第8条第1項に規定する保育条件協議会において、配慮を要する児童の保育条件を個別に協議し、吹田市立保育所等に必要な保育士その他の職員を配置するものとする。

2 第3条第2項の規定による支援は、適切な要配慮保育を実施するために必要な職員を配置することができるよう吹田市特定教育・保育施設等助成金交付要領に基づく支援を行うものとする。

(巡回相談)

第8条 市長は、配慮を要する児童の支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、職員をして、保育所等を訪問させ当該保育所等において障害児等の保護者及び当該保育所等の職員からの相談に応じさせるものとする。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、配慮を要する児童の支援を円滑に推進するため、関係機関及び保護者と連携を密にし、必要があると認められるときは、これらに協力を求めることができる。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

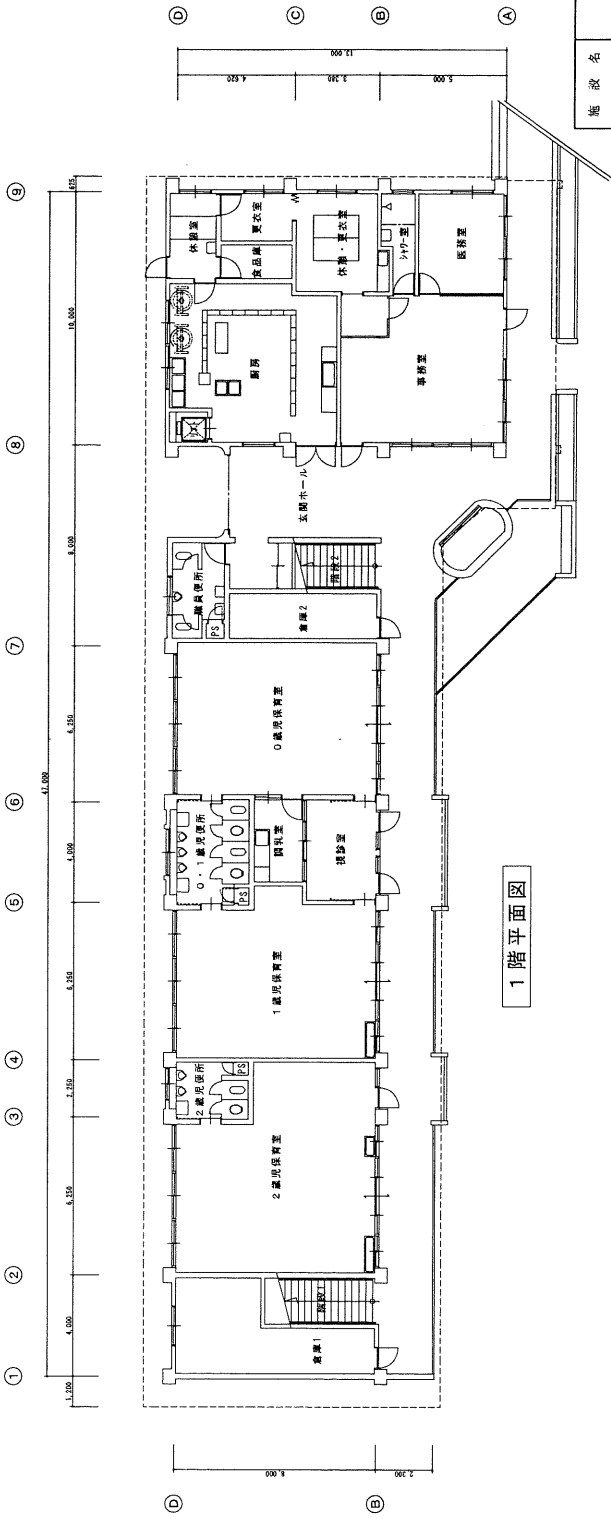
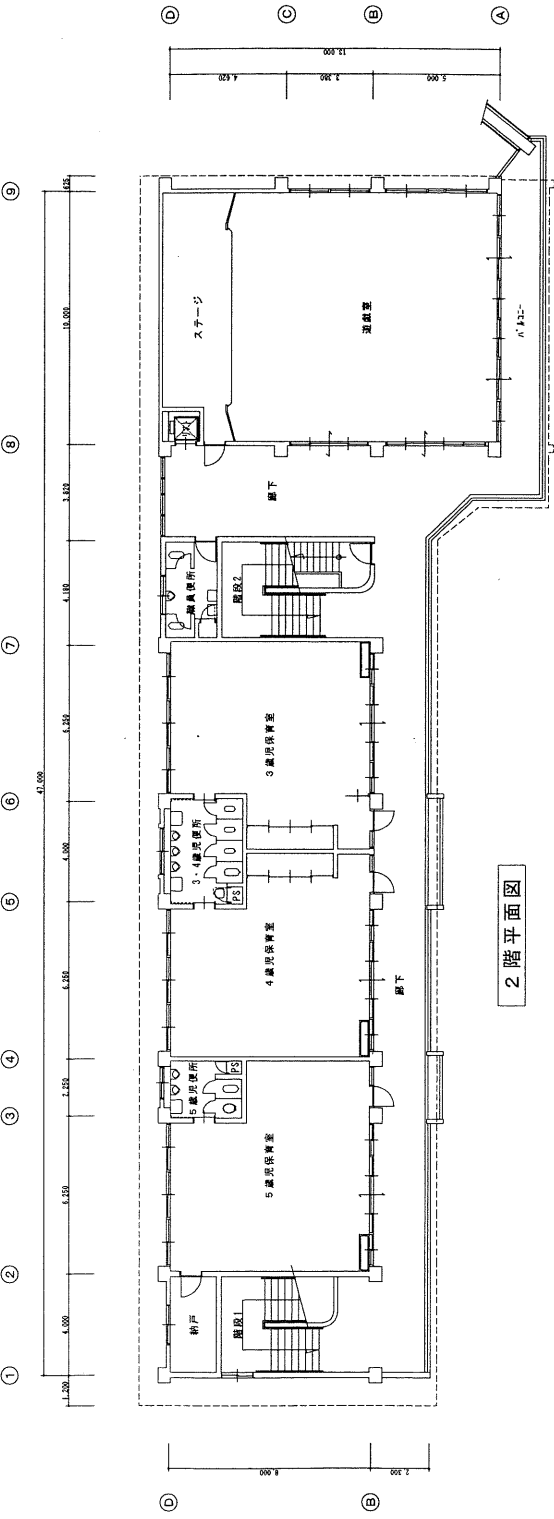
附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

施設名 吹田市立岸部保育園

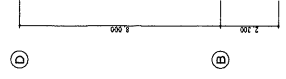
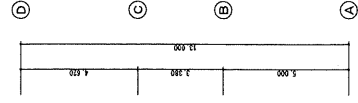
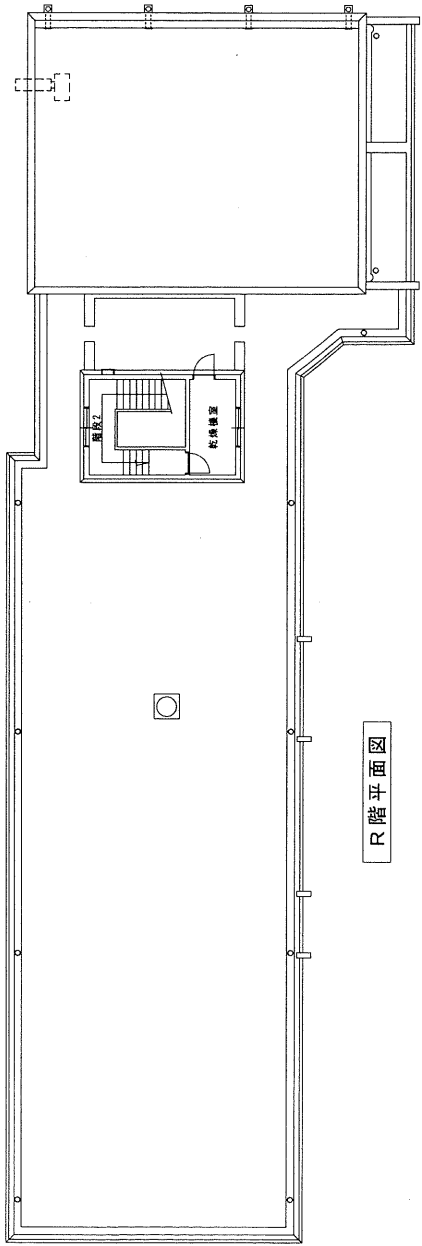
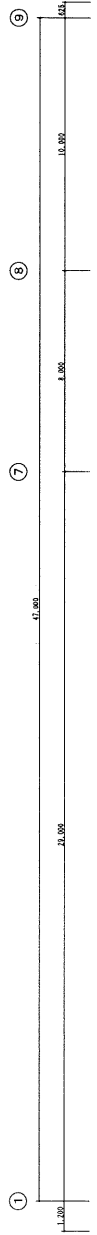
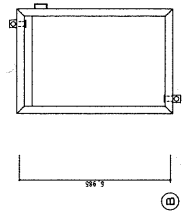
図面名称 1階2階平面図

年月 縮尺 A3 : 1/200 A1 : 1/100 番号 2





塔屋根伏図



施設名		吹田市立岸部保育園	
図面名称		R階平面図	
年月	縮尺	A3 : 1/200	番号
		A1 : 1/100	3